



一時保育の変更点

平成27年度より次のとおり変更となりました。

□食物アレルギー

①食物アレルギーのあるお子さんの登録には、更新時に食物アレルギー意見書の提出が必要です。意見書の提出がないと利用できません。

②複数の食物アレルギー、コンタミ、アナフィラキシーショック、嘔下困難などはお子さんの安全のため、申し込みをお断りする場合があります。

③前日夜間に予約を入れた場合は、園で対応できない場合があります。

□当日申込(電話予約のみ)

当日申込は、ご利用枠を超えていても利用できます。午前8時30分～9時30分に実施園へ連絡してください。

□無断キャンセル

利用者から実施園に利用取消の連絡がなかった場合は、1回分の利用となります(利用料金は掛かりません)。

※当日の予約取消は、公共予約システムではできません。午前8時30分～8時45分に実施園へ連絡してください(午後利用の場合も午前8時45分までにご連絡ください)。

□違反料金

利用時間超過の場合は違反料金が加算されます(1時間300円。午前・午後共通)。午前利用者が午後1時を超過した場合は、1日利用料金になりますのでご注意ください。

□検温

当日は検温をしてから登園してください。お子さんの健康状態確認のため、利用園で体温などを記入してもらいます。

□駐車場

駐車場はありませんので、車での来園はご遠慮ください。

◆保育課 電話(042-460-9842)

ファミリー・サポート・センター ファミリー会員登録説明会

地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)、子どもを預かる方(サポート会員)からなる会員同士の相互援助活

動を行っています。ファミリー会員に登録希望の方は出席してください。

時・場

4月7日(火)午前10時～正午・田無総合福祉センター

4月18日(土)午前10時～正午・防災センター

持 保護者の顔写真(縦3cm×横2.5cm)

1枚・印鑑・82円切手1枚(会員証郵送用)・ボールペン

定 20人

※保育あり：10人(申込順)

申 各回前日の午後5時までに 問へ

問 ファミリー・サポート・センター事務局(電話042-438-4121)

◆子ども家庭支援センター

(電話042-425-3303)

就学援助費の申請受付

教育費にお困りの家庭へ、学用品代などの学校で掛かる費用の一部を助成します。前年度に引き続き希望する方も、再度申請してください(郵送での申請はできません)。

□資格 次の全てに該当する世帯

①保護者と児童・生徒が市内に在住

②公立小・中学校に在学

③平成26年の世帯の収入金額が生活保護法による基準額(家族構成により異なる)の1.5倍未満

※火災・天災などに遭われた方は、お問い合わせください。

□助成対象 学用品・通学用品費、新入学学用品費、修学旅行・移動教室・校外活動費、給食費、卒業記念品費、副教材費、学校病(虫歯・中耳炎^{など})の治療費

◆申請受付

時・場 4月8日(水)～30日(木)・教育企画課(保谷庁舎3階)

4月13日(月)～17日(金)・田無庁舎1階(臨時窓口)

□必要書類

①就学援助費申請書(市内小・中学校在学者…4月初旬に学校で全員へ配布、市外小・中学校在学者…受付窓口で配布)

②添付書類 (ア)給与収入のある方…平成26年分源泉徴収票 (イ)自営収入のある方…所得税の納税証明書・確定申告書の

控え^{など} (ウ)そのほか収入のある方…平成26年中に得た収入が証明できるもの (エ)アパートなどに居住の方…契約書など平成26年12月の家賃額が分かるもの ※(ア)～(エ)ともコピー提出可

◆教育企画課 電話(042-438-4071)

くらし

定時チャイムの放送時間変更

毎日放送している防災行政無線による定時チャイムの放送時間は、4月1日～9月30日の間、午後5時30分となります。

◆危機管理室 電話(042-438-4010)

わが家の耐震診断をしよう

地震災害に備えるため建物の設計図を基に簡易耐震診断をし、皆さんが抱える問題への指導・助言などの無料相談を毎月両庁舎で交互に行っています。

時・場 4月18日(土)午前9時30分～午後0時30分・保谷庁舎1階

※1人40分程度

対 ①市内にある地上2階建て以下の木造戸建て住宅で、自ら所有し居住している住宅

②原則として新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅

定 8人(申込順)

申 3日前までに電話で下記へ

□相談員 住みよい町をつくる会に所属する相談員

◆都市計画課 電話(042-438-4051)

募集

学校司書(嘱託員・5月採用)

□資格 次の全てに該当する方

①司書または司書教諭の資格を有する方

②1日6時間、週5日勤務が可能なる方

③パソコンの基本的操作ができる方

□人数 1人

□報酬 日額8,640円(平成26年度実績)

□試験日・方法 4月18日(土)・面接

□募集要項 4月8日(水)まで、教育指導課(保谷庁舎3階)・職員課(田無庁舎5階)で配布

※市HPからもダウンロード可

申 4月8日(水)午後5時までに、下記へ

※詳細は、募集要項をご覧ください。

◆教育指導課 電話(042-438-4075)

市立中学校教科用図書 採択資料作成委員会委員

市立中学校で平成28年度から使用する教科用図書(教科書)採択資料の精査・検討を行う市民委員を募集します。

□資格 市内在住で、①18歳以上の方

②市立中学校生徒の保護者

□人数 各2人

□任期 委嘱日～8月末日

□選考方法 「これからの学校教育に期待すること」をテーマにした作文(800字程度)

申 4月15日(水)午後5時(必着)までに、作文に住所・氏名・保護者の場合は「保護者」と明記し、〒202-8555市役所教育指導課へ郵送または持参(保谷庁舎3階)

◆教育指導課 電話(042-438-4075)

その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

✦トースイ(株) 代表取締役

柴田 達夫 様 (ミストシャワー装置)

◆管財課 電話(042-460-9812)

地区会館などの管理者を指定

市民交流施設のうち、地域型交流施設は、市民サービス向上と効率的な運営を行うために、平成18年度から指定管理者制度を導入し、地域住民による運営を行っています。このたび、指定管理の期間満了に伴い4月1日～平成30年3月31日の管理者が指定されました。

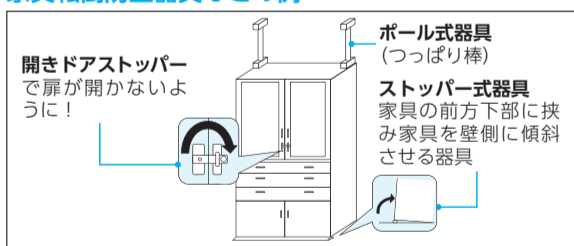
施設名	指定管理者
南町地区会館	南町地区会館 管理運営協議会
下宿地区会館	下宿地区会館 管理運営協議会
緑町地区会館	緑町地区会館 管理運営協議会
谷戸地区会館	谷戸地区会館 管理運営協議会
向台地区会館	向台地区会館 管理運営協議会
芝久保地区会館	芝久保地区会館 管理運営協議会
ふれあいセンター	西東京市ふれあい センター協議会

◆文化振興課 電話(042-438-4040)

家具等転倒防止器具取付け等サービス

高齢者世帯・障害者世帯に「家具等転倒防止器具取付け等サービス」を実施します。器具の説明が記載されているちらしを高齢者支援課・障害福祉課で配布しています。詳細は、下表をご覧ください。

家具転倒防止器具などの例



□サービス詳細

	高齢者世帯	障害者世帯
対象世帯	65歳以上の方のみの世帯(老人福祉施設などに入居している方を除く)	身体障害者手帳4級以上または愛の手帳4度以上をお持ちの方のみの世帯
種類 ※①②のいずれか	①器具の給付と取付け 器具をお持ちでない世帯で、1世帯につき給付する器具料金上限額4,000円(税込)	②器具の取付けのみ 器具をお持ちの世帯で、業者が取付けできる器具を、1世帯につき3カ所まで
申請受付	4月1日(水)から	
必要なもの	印鑑 ※代理人が申請する場合は委任状が必要	
申請書配付・受付	高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)	障害福祉課(両庁舎1階)
問い合わせ	高齢者支援課 電話(042-438-4028)	障害福祉課 電話(042-438-4034)

障害者サポーター養成講座

障害のある人が困っているときに、ちょっとした手助けをする障害者サポーターの養成講座を実施します。参加者にはサポーターの証しであるサポートバンドナ・キーホルダーを差し上げます。

時・場 4月25日(土)午後1時・障害者総合支援センターフレンドリー

5月27日(水)午前11時・保谷庁舎4階

内 「ヘルプカード・ヘルプマークとは」[ヘルプカードの紹介DVD上映]

※各回共通

対 市内在住・在勤・在学の方

申 各回前日までに電話で 問へ

問 NPO法人さくらの園・カノン

(電話042-452-7062)

◆障害福祉課 電話(042-438-4033)

